

稲城市における都市計画道路に関する都市計画法第 53 条第 1 項の
許可取扱い基準

平成 28 年 3 月 22 日

市 長 決 裁

都市計画法第 54 条の規定に該当する建築物以外の建築物が、次の各事項に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであるときは、同法第 53 条第 1 項の許可をすることができる。

- 1 市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
- 2 階数が 3 のもので、高さが 10m 以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- 3 主要構造物が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 4 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

付 則（平成 24 年 3 月 19 日市長決裁）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 22 日市長決裁）

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。